

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

処 分 庁 泉大津市監査委員 池田 学
 泉大津市監査委員 丸谷正八郎

審査請求人（以下「請求人」という。）が、令和2年5月28日付け泉大情公第13号公文書不存在等決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、令和2年6月8日付け（令和2年6月10日郵送受付）で提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

第1 主 文

本件審査請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、令和2年5月22日付け（令和2年5月25日FAX受付）で、泉大津市情報公開条例（平成10年泉大津市条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、泉大津市監査委員（以下「当庁」という。）に対し、「「(仮称)新泉大津市立病院整備事業に係る基本設計費の支出差し止め」及び「地域における医療連携体制の充実・強化に係る基本合意書」の破棄に係る住民監査請求についての監査委員と事務局での合議するための開かれる会議の議事録」（以下「本件文書」という。）について、情報公開請求を行った。
- 2 令和2年5月28日、当庁は、本件情報公開請求に対し、「作成していないため」を理由として、本件処分の決定を行い、令和2年5月29日、公文書不存在等決定通知書を総務課から請求人に郵送した。
- 3 令和2年6月8日付け（令和2年6月10日郵送受付）で、審査請求人は泉大津市監査委員に対して「住民監査請求の審議の議事録の情報公開請求を行いました。作成していないことを理由に公文書不存在の決定がなされた。公文書不存在決定の取り消しを求める。」との趣旨で本件審査請求を行った。
- 4 当庁は、令和2年7月17日付けで、条例第15条第1項の規定に基づき、泉大津市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審理関係人の主張の要旨

請求人の主張及び当庁の主張は、審査会答申書の第3「審査請求人の主張」及び第4「実施機関の主張」のとおりである。

第4 理由

本件審査請求についての当庁の判断は、審査会の答申を尊重して検討した結果、審査会答申書の第5「審査会の判断」と相違なく、監査委員の合議における議事録を作成しないことに不当な点はなく、また、違法な点も認められず、よって、作成していないことを理由とした公文書不存在決定には不当な点は認められないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年11月30日

審査庁 泉大津市監査委員 池田 学

泉大津市監査委員 丸谷正八郎

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、泉大津市を被告として（訴訟において泉大津市を代表する者は、泉大津市監査委員となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申し立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、泉大津市を被告として（訴訟において泉大津市を代表する者は、泉大津市監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。